

令和3年第13回大山町教育委員会

招集年月日 令和3年11月29日（月） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	狛山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定
自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町就学援助費給付要領の一部改正について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和3年12月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
10 月 28 日	木	名和さくらの丘保育園計画訪問、令和3年度第2回県・市町村教育行政連絡協議会
30 日	土	大山町総合文化祭(～31日)、町内中学校文化祭
11 月 2 日	火	中山みどりの森保育園計画訪問
4 日	木	市町村教育委員会委員等研修会
5 日	金	大山保育所古道ウォーク、秋の星空観察会(中高児童館・中高ふれあい文化センター)
7 日	日	だいせんセカンドホーム開講式
8 日	月	庄内保育所計画訪問
9 日	火	大山きゃらぼく保育園計画訪問、セカンドホーム星空観察会
10 日	水	大山ひめぼたる保育園計画訪問
11 日	木	名和さくらの丘保育園自然散策、管理職会
12 日	金	中山小学校訪問、西部地区市町村教育長連絡協議会、町校長会
13 日	土	大山町女性レクリエーション大会
15 日	月	名和小学校訪問
16 日	火	青少年育成町民会議研修会
19 日	金	大山西小学校訪問
20 日	土	大山中学校50周年記念式典
22 日	月	大山町子ども・子育て会議
26 日	金	大山町文化祭第3回実行委員会、コミュニティスクール研修会
28 日	日	大山町駅伝大会
29 日	月	定例教育委員会

今 後 の 予 定

30 日	火	大山町臨時議会、西部町村就学支援委員会
12 月 2 日	木	西伯郡教育長会
3 日	金	町校長会、片木アルミニウム寄付金贈呈

議案第 1 号

大山町就学援助費給付要領の一部改正について

大山町就学援助費給付要領の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和3年11月29日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する要領

大山町就学援助費給付要領(平成18年教育委員会訓令第4号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(給付対象経費)</p> <p>第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通学費</p> <p><u>児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費(片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃とする。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規</u></p>	<p>(給付対象経費)</p> <p>第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通学費</p> <p>最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費</p> <p><u>片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、該当者が利用する交通機関の旅客運賃とする。(豪雪地帯等特別措置法第2条第1項の規定に基づいて豪雪地帯の指定に豪雪地帯に係る地帯によるときは、児</u></p>

定に基づく豪雪地帯の指定に係る地帯をいう。)に係る通学費の通学距離については、児童にあっては2km以上、生徒にあっては3km以上とし、特別支援学級の児童又は生徒及び小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わないものとする。)

(3) (略)

(4) 医療費

児童又は生徒が感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病のうち、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に掲げられた次の疾病の治療に要する費用とする。

ア トラコーマ及び結膜炎

イ 白癬、疥癬及び膿痂疹

ウ～カ (略)

(給付の申請)

第5条 援助費の給付を受けようとする者は、年度ごとに就学援助費給付申請書(様式1号)に、所得課税証明書(給付年度又はその前年度に大山町に課税情報がない者に限る)、その他第2条第2号に該当することを証明する書類を添付し、学校長を通じて教育長に申請する。

様式1号(第5条関係)

別紙1 改正後

様式2号(第6条関係)

別紙2 改正後

様式3号(第6条関係)

別紙3 改正後

童にあっては2km以上、生徒にあっては3km以上とする)ただし、障害児学級の児童生徒については距離を問わない。

(3) (略)

(4) 医療費

伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病のうち、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に掲げられた次の疾病の治療に要する費用とする。

ア トラホーム及び結膜炎

イ 白癬、疥癬及び膿か疹

ウ～カ (略)

(給付の申請)

第5条 援助費の給付を受けようとする者は、年度ごとに就学援助費給付申請書(様式1号)に、所得課税証明書、その他第2条第2号に該当することを証明する書類を添付し、学校長を通じて教育長に申請する。

(新設)

(新設)

(新設)

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

年 月 日

大山町教育委員会 様

申請者(保護者) 住所
氏名

就学援助費給付申請書

下記の理由により、 年度の就学援助費の給付を受けたいので、申請します。

● 家族状況(生計同一の世帯全員)

氏名	生年月日	続柄	職業・学校名 学年(新学年)	病気療養の有無(期間)
	年 月 日	申請者本人 (保護者)		
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
住宅の形態 (持家 ・ 借家) 生活保護の受給 (有 ・ 無)				

● 申請理由(詳しく書いてください)

同意書

大山町教育委員会教育長 様

上記申請に係る 年度就学援助の認定事務にあたり、教育委員会が私の世帯に係る所得課税証明書を取得または閲覧することについて同意します。

申請者(保護者) _____

年 月 日

申請者 様

大山町教育委員会教育長

年度 就学援助費給付決定通知書

下記児童生徒の就学援助費給付を決定しましたので、通知します。

記

学校名	学年	児童生徒氏名
学校	年	
学校	年	

年 月 日

申請者 様

大山町教育委員会教育長

年度 就学援助費給付不認定通知書

下記児童生徒の就学援助費給付については、給付しないこととなりましたので、
通知します。

記

学校名	学年	児童生徒氏名
学校	年	
学校	年	

不認定の理由